豊岡市立出石総合スポーツセンター使用許可申請書

令和 年 月 日

指定管理者様

次のとおり豊岡市立出石総合スポーツセンターの使用の許可を申請します。

体育館(全面)	使	用	日時	令和	年	月	日()	午前	竹・後	眻	宇	分	\sim	午前	前・後	Ħ	寺	分
世 語 者 住 所			IT. 力							団体名									
中 請者 住 所	由意		八 名																
住所		請者		〒 -															
使用目的 (大会名)	Тп		,					責			₹		-						
使用目的 (大会名) 検用時間			住 所							住 所									
(大会名) (大会2) (大				TEL (_	_				TEL	. (_		_)	
施設名 使用時間 9:00~12:00 13:00~15:00 15:00~17:00 18:00~20:00 20:00~22:00 計 休育館(全面) 1,100 1,100 1,100 1,60								Ţ.			ļ					付	ぎ用予	定人	数
株 育 館(全 面)	()	大 会	名)	法田吐田			I									(
(単面) 550 円 550 円 550 円 800 円 800 円 施設名 使用時間 8:30~12:00 13:00~15:00 15:00~17:00 17:30~19:30 19:30~21:30 計 テニスコートA 700 円 500 円 500 円 500 円 500 円 500 円 万00 円 万0			N± /						15:0									計	
施設名 使用時間 8:30~12:00 13:00~15:00 15:00~17:00 17:30~19:30 19:30~21:30 計 テニスコート A 700 円 500 円 500 円 500 円 500 円 万00 円 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何	体	育																	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##																			
デニスコート B 700 円 500 円 500 円 500 円 500 円 500 円 円 1,800 円 円 円 町 円 月 日	施設名				8:30							7:3			19:30			計	
野 球 場 2,700 円 3,600 円 1,800 円 1,800 円 1,800 円 1,800 円 円 陸 上 競 技 場 2,200 円 2,900 円 1,500 円 1,500 円 円 多目的屋内運動場 2,100 円 2,100 円 1,500 円 円 1 基 本 使 用 料 円 円 2,600 円 円 2 延 長 時 間 延長使用区分1時間当たり 円× 時間 円 3 市外者利用料金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 4 営利及び目的外 使 用 料 金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 5 小 計 円× 全額 100% 万米 万米 6 条例第11条及び規則 第 60条前 (域上 位用外の免除・減免額 50% 円 大会額 100% 円 7 冷暖 房 使 用 料 野球場 冷暖房使用(有・無) (使用時間 時 分~ 時 分) 円× 時間 円 円× 時間 円 円× 時間 円 8 夜 間 照 明 料 テニスコート (400円/1時間) 野 球 場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 円 円× 時間 円 9 使 用 料 合 計 5 小計 - 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 受付印 領収印 受付印 領収印 1 市内の業稼食計能に及を受けたいので申請します。 受付印 領収印 (3) 公共的団体系列条に規定するが展園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用するとき (3) 公共的団体系列系に規定するが展園 のよりに使用するとき (4) 市内の業可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	テ	テニスコートA																	
陸 上 競 技 場 2,200 円 2,900 円 1,500 円 円 多目的屋内運動場 2,100 円 2,100 円 (18:00-22:00) 円 円 1 基本使用料 円 2,600 円 円 2 延 長 時 間 延長使用区分1時間当たり 円× 時間 円 3 市外者利用料金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 4 営利及び目的外 使 用 料 金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 5 小 計 (1 ~ 4 の計) 円 9 円 6 素例第11条及び規則 第10条約1項による 使用料の免除 減免額 5 小 計 円× 全額 100% 5割 50% 円 円 7 冷暖房使用料 野球場 冷暖房使用(有・無) (使用時間) 野 球 場 全部(1,600円/0.5時間) 西 円× 時間 円 8 夜 間 照 明 料 テニスコート (400円/1時間) 野 球 場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 円 9 使 用 料 合 計 5 小計 - 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 円 豊岡市立体育施設の使用料の減免を受けたいので申請します。 ※減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 受付印 領収印 ※減免申請理由 (該当理由に○をつけて下さい) 受付印 領収印 (1) 市内児産福祉法第39条に規定する保育所認可外であるものを除く)が保育自的で使用するとき 受付印 (100円) (2,60円) (2) 市内の設可外保育所が保育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	テ	テニスコートB						0 🖂			П								
度 上 競 技 場 2,200 2,900 1,500 円 多目的屋内運動場 2,100 円 2,100 円 (18:00~22:00) 円 円 1 基本使用料 円 円 円 2 延 長 時 間 延長使用区分1時間当たり 円× 時間 円 3 市外者利用料金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 4 営利及び目的外 使用料 金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 5 小 計 (1~4の計) 円 円 6 第10条第1項による使用料の食産額 (世界の発療・減免額 (世界の発験・減免額 (世界の発験・減免額 (世界の)) 円 円 7 冷暖房使用料 野球場 冷暖房使用(有・無) 野球場 全部(1,600円/1時間) 野球場 全部(1,600円/0.5時間) 円 円 8 夜間照明料 テニスコート (400円/1時間) 野球場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 円 9 使用料合計 5 小計 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 円 豊岡市立体育施設の使用料の減免を受けたいので申請します。 ※減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) 受付印 領収印 ※減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) (1) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	野	野 球 場														1,800	H		
3 目的屋内連動場 2,100 2,600 円 1 基本使用料 円 2 延長時間 延長使用区分1時間当たり 円× 時間 3 市外者利用料金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 0.5 4 営利及び目的外 使用料金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 5 小計 (1~4の計) 円 6 豪州第11条及び規則 第10条第1項による 使用料の免除・減免額 5 小計 円× 全額 100% 5割 50% 円 7 冷暖房使用料 野球場 冷暖房使用(有・無) 基本使用料 300 円× 時間 (使用時間 時 分~ 時 分) 円 8 夜間照明料 アニスコート (400円/1時間) 野球場全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 円 9 使用料合計 5 小計 - 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 豊岡市立体育施設の使用料の減免を受けたいので申請します。 ※減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) (1 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除ぐ)が保育目的で使用するとき (2) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除ぐ)が保育目ので使用するとき (2) 市内の学校教育法第4条に規定する保育所(認可外であるものを除ぐ)が保育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (3) 公共的団体工は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	陸	陸上競技場								2,900)					
1 基本使用料 円2 延長時間 延長使用区分1時間当たり 円× 時間 円3 市外者利用料金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 0.5 円 営利及び目的外 (使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 5 小 計 (1 ~ 4 の 計) 円	多	多目的屋内運動場				2,100 円				2,100 円									円
3 市外者利用料金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 0.5 円 2 営利及び目的外 使用料金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 5 小計 (1 本本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 5 小計 (1 本本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 6 条例第11条及び規則 第10条前項による 使用料の免除・減免額 5 小計 円× 全額 100% 5割 50% 円 7 冷暖 房 使用料 野球場 冷暖房使用(有・無) 基本使用料 300 円× 時間 円 円 (使用時間 時 分~ 時 分) 円× 時間 円 9 使用料 6 計 5 小計 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 豊岡市立体育施設の使用料の減免を受けたいので申請します。 ※減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) (1) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき (2) 市内の学校教育法第1条に規定する分稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	1	基	本使	用料															円
4 営利及び目的外 (使用料金 1 (基本使用料) + 2 (延長時間) 円× 9 円 5	2	延	長	時間	延長使用区分1時間当たり 円×										il i	円			円
4 使用料金 1 (基本使用科) + 2 (延長时間) 円 × 9 円 5 小 計 (1~4の計) 円 6 第月条別(現開第10条第1項による使用料の免除・減免額使用料の免除・減免額を使用(有・無) 5 小 計 円 × 全額 100% 5割 50% 円 7 冷暖房使用料 野球場 冷暖房使用(有・無) 基本使用料 300 円 × 時間 円 (使用時間時分~時分) 円 × 時間 円 ※ 時間 円 ※ 時間 円 ※ 時間 円 ※ 場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 円 ※ 時間 円 ※ 時間 円 ※ 場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 9 使用料合計 5 小計 - 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 ※ 場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 円 ※ 場 全部(1,000円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 9 使用料合計 5 小計 - 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 ※ 場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 受付印 領収印 9 使用が全体育施設の使用料の減免を受けたいので申請します。 ※ 減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) 受付印 領収印 (1) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき (2) 市内の学校教育法第1条に規定する場所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目ので使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目ので使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目ので使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目ので使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目ので使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外に対し、	3	市	外者利	用料金	1(基本使用料)+2(延長時間) 円×									0.5					円
5 小 計 (1~4の計) 円 6 第10条領項による 使用料の免除・減免額 (使用料の免除・減免額 (使用料の免除・減免額 (使用料の免除・減免額 (使用料の分除・減免額 (使用時間 時 分~ 時 分) 5 小 計 (使用時間 時 分~ 時間 (使用時間 時 分~ 時 分) 円 7 冷暖房使用料 野球場 冷暖房使用(有・無) (使用時間 時 分~ 時 分) 円× 時間 円 円× 時間 円 8 夜間照明料 (400円/1時間) 野球場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 円 9 使用料 合計 5 小計 - 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 円 豊岡市立体育施設の使用料の減免を受けたいので申請します。 ※減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) 受付印 領収印 (1) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき 受付印 領収印 (2) 市内の学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	4					1(基本使用料)+2(延長時間) 円×										円			
6 第10条第1項による 使用料の免除・減免額 5 小 計 円× 5割 50% 円 7 冷暖 房 使 用 料 か 野球場 冷暖房使用(有・無) 基本使用料 300 円× 時間 円 (使用時間 時 分~ 時 分)					小 計 (1~4の計)														円
7 冷暖 房使 用料 野球場 冷暖房使用(有・無) 基本使用料 300 円 × 時間 円 (使用時間 時 分~ 時 分) 円 × 時間 円 次 時間 円 次 時間 円 下ニスコート (400円/1時間) 野 球 場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 円 を 用 料 合 計 5 小計 − 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 豊岡市立体育施設の使用料の減免を受けたいので申請します。 ※減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) (1) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき (2) 市内の学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	6	6 第10条第1項による														円			
(使用時間 時 分~ 時 分)									基本位	吏用料 【	300	円			_				円
8 夜間照明料 テニスコート (400円/1時間) 野球場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 9 使用料合計 5 小計 - 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 豊岡市立体育施設の使用料の減免を受けたいので申請します。 受付印 領収印 ※減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) (1) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき (2) 市内の学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	7	冷	' 暖 房 個	更用料	野球場	易 冷暖房便	 声用(有・無) (個	吏用時	間明	ŧ	分~	~ 時		分)				
野球場 全部(1,600円/0.5時間) 一部(1,000円/0.5時間) 9 使用料合計 5 小計 − 6 免除・減免額 + 7 冷暖房料 + 8 照明料 円 豊岡市立体育施設の使用料の減免を受けたいので申請します。 ※減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) (1) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき (2) 市内の学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	0	75	· 88 022	田 水		_						円	×	時間	1				円
豊岡市立体育施設の使用料の減免を受けたいので申請します。 受付印 領収印 ※減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) (1) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき (2) 市内の学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	0	1%	. 间 炽	. 1971 1678															
 ※減免申請理由(該当理由に○をつけて下さい) (1) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき (2) 市内の学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき 	9	使	用料	合 計	Ę	 5 小計 —	6 免除・1	或免 客	頂 十	7 冷暖	房料	+	8 照明	料					円
(1) 市内児童福祉法第39条に規定する保育所(認可外であるものを除く)が保育目的で使用するとき(2) 市内の学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用するとき(3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき(4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	豊	岡市	立体育加	施設の使用	<u> </u> 料の洞	ず免を受け	たいので申詞	清しま	す。							·印	仓	頁収戶	<u></u>
(2) 市内の学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用するとき (3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき	×	《減免	申請理由	1(該当理由	に○を~	つけて下さい	١)												
(3) 公共的団体又は市長が定める社会教育関係団体が団体本来の活動目的で使用するとき (4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき																			
(4) 市内の認可外保育所が保育目的で使用するとき											史用する	ちとき							
							山州水水川白	3/1 口口	,(区)	117 2000									